



国際ビジネスの トラブル解決で 必ず知っておきたいこと

板東 一彦

JCAA (日本商事仲裁協会) 理事長

日本商事仲裁協会(JCAA)は、国内外のビジネスに絡む仲裁・調停機関として、今から65年ほど前に日本商工会議所を母体として設立された機関です。本稿では、皆さんが外国企業とのビジネスを進める上で、どうしても知っておいていただきたい仲裁制度についてのお話をします。

初めに—日本企業の知らない現実—

「仲裁」という言葉を聞いて「ケンカの仲裁」を連想されたり、少し詳しい方でも「そんなのは大企業の話で自分たちには関係ない」とお考えの方もおられるかと思えます。けれども実際は、紛争規模に関わらず、外国企業との商取引に絡む紛争で「裁判沙汰」はむしろ少数派。多くは、まず交渉、それで上手くいかなければ「仲裁」というのが世界の現実であり、これを知っているのと知らないのでは、問題が起った時の相手先との交渉で有利、不利に決定的な違いが生まれる可能性があります。

国際ビジネス紛争は裁判より仲裁が主流

まず、一つの事実からご紹介します。図1と図2はそれぞれ、2年前にロンドンの大学が世界の第一線で活躍する弁護士や企業法務の専門家を対象に実施したアンケートと今年シンガポールの大学が同様の人々を対象に実施したアンケートの結果です。これを見て意外と思われませんか。回答した専門家の実に97%が国際ビジネス紛争の解決方法としては裁判より仲裁や調停が優れていると考え、実際にも、仲裁が裁判よりずっと多く利用されているのです。

これに対して、日本企業はどうでしょうか。図3のとおり、世界の主要仲裁機関への仲裁申立ては年間約3千件に及びますが、日本企業の利用はわずか70社程度にとどまります。一つの事件に当事者として複数の日本企業が関与するケースも少なくないことを考慮すると、実際に立った違いではないでしょうか。では、国際ビジネスの世界では、なぜこれほど仲裁制度が必要とされ、また利用されているのか、それをこれからご説明します。

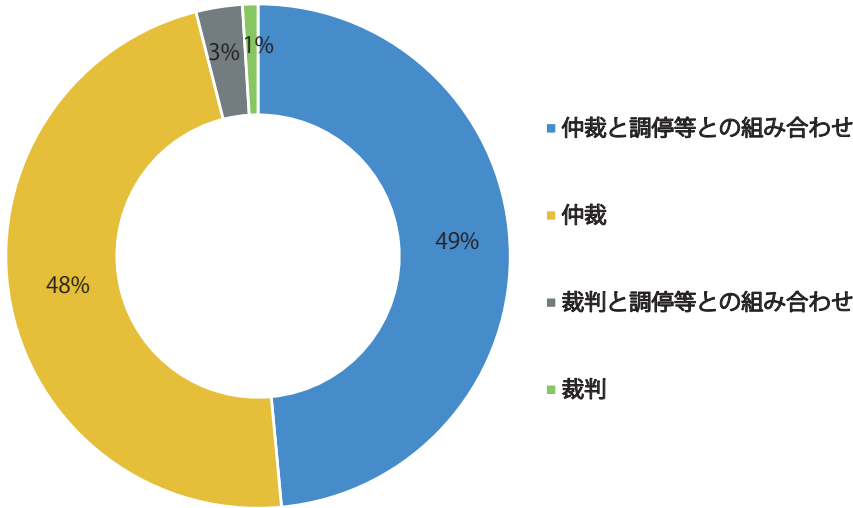
外国での裁判の難しさ

もし相手方に契約不履行や権利侵害があった場合、法律上は、原則として相手方の国の裁判所に訴え、そこで勝訴した上で執行してもらおうこととなります。しかし、昔も今も外国での裁判には多くの困難が付きまといまます。

まず、最初の関門は、そこで公正な裁判を期待できるかという点です。司法が独立し公正な判断が期待できるのは、世界中で日本を含む一部の先進国だけであるという現実があります。私の経験でも、多くの国では、裁判は政治的圧力や人脈、裁判官個人の利害に左右されることが多く、知人のタイ人の弁護士は「自分の顧客にはタイの裁判所よりは仲裁を薦める。」と無念そうに話します。

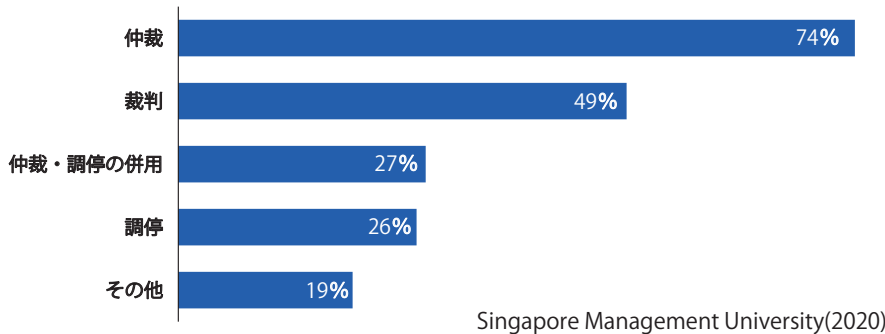
第2の関門。それは外国での裁判に伴う様々な費用や時間です。現地の法律実務に精通した弁護士を雇い、外国語で準備書面を作成し、場合によって証言を依頼する。裁判期日には、その都度渡航費や宿泊費を支払い、首尾良く下級審で勝訴しても、先方が上訴すればさらに費用と時間がかさみます。また、米国の

《図1》 国際取引紛争を解決するために望ましい手段



International Arbitration Survey2018: The Evolution of International Arbitration, P5 Queen Mary University of London
回答者数：992名

《図2》 実際に選択した国際取引紛争の解決手段



*複数の異なる手段を選択した経験がある場合には、複数回答を認めたため、合計は100%を超える。
回答者数：304名

《図3》 世界の主要仲裁機関への国際仲裁申立て件数

	ICC	AAA-ICDR	SCC	SIAC	HKIAC	CIETAC	KCAB	JCAA (参考)
2017年の国際事件件数	644	1026	104	374	215	476	78	11
2018年の国際事件件数	630	993	76	337	214	522	62	8
2018年日本企業の当事者数	31	N/A	1	15	1~4*	N/A	1	20

*数は、1~4のいずれか

ICC：国際商業会議所（パリ）
AAA-ICDR：アメリカ仲裁協会・国際紛争解決センター
SCC：ストックホルム商業会議所
SIAC：シンガポール国際仲裁センター
HKIAC：香港国際仲裁センター
CIETAC：中国国際貿易仲裁委員会
KCAB：大韓商事仲裁院（韓国）

証拠開示制度のように、相手方の出方次第では巨額の負担を強いられるケースもあります。何百億円、何千億円規模の争いならそれでも意味がありますが、数億円程度の取引では、費用倒れのリスクと背中合わせです。加えてその間、大きな精神

的なストレスが付き纏います。そして、万一争いが起これば、先方は地の利を生かし、あなたのその弱みで最大限に利用して圧倒的に強い立場で交渉に臨んでいきます。まさに国内取引での経験が全く通じない世界なのです。

プロの仲裁人の専門知識に信を置く紛争解決

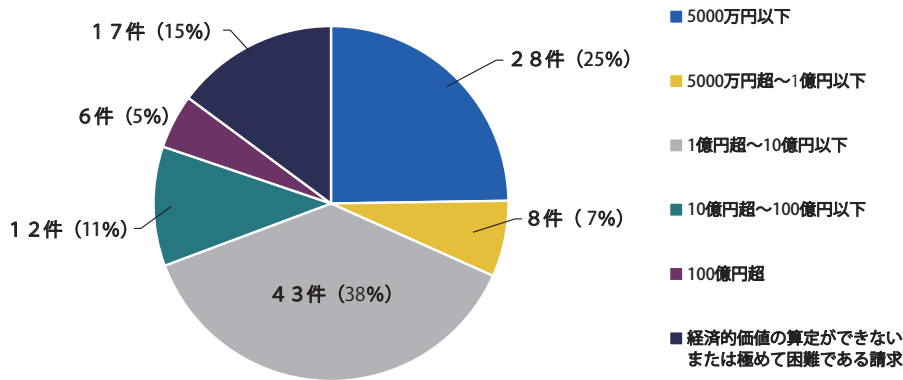
図4は、近年JCAAに申し立てられた国際仲裁案件を、紛争内容ごとに分類したものです。最近

は、単なる売買（輸出入）契約に絡むものより、日本企業の積極的な海外進出を反映して、むしろ代理店契約、ライセンス契約、合弁事業に関わる紛争など多岐に及び、かつその内容も専門性の高いものとなる傾向があります。一般に、どこの国でも裁判官は

《図4》 JCAAに申し立てられた仲裁事件の主な紛争原因(契約類型別)

契約類型	紛争原因
物品売買	<ul style="list-style-type: none"> ● 代金未払い ● 製品瑕疵
継続的売買(代理店)	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約解除・更新拒絶 ● 最低購入義務未達成 ● 販売努力義務の懈怠 ● 製品供給義務違反 ● 独占販売権の侵害
ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンス料未払い ● 競業禁止義務違反 ● 許諾特許の無効 ● 契約終了後の商標・商号の使用
建設請負	<ul style="list-style-type: none"> ● 代金未払い ● 工事の遅延 ● 追加工事の費用請求
合併	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約違反の第三者割当増資・第三者への株式売却 ● 出資金の未返還・未払い ● 相手方の役員の背任行為
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織変更等、資産譲渡・事業譲渡 ● 秘密保持 ● 融資弁済

《図5》 請求金額ごとの申立件数(2013年度~2019年度)



仲裁のメリット 費用と時間

口にできるのです。

ビジネスの専門家ではありません。一方、仲裁制度は、当事者が「この人なら」という仲裁人を選んでその判断を仰ぐ制度です。権威や権力ではなく、信頼に基づく紛争解決方法です。JCAAに仲裁を申し立てられた場合

には、ご要望があれば、経験豊かな国内外383人の仲裁人候補者の中から、専門領域に応じて知名度の高い優秀な人材をご紹介します。さらに加えて、日本でさえ稀にある「ト

図5は、過去7年間にJCAA

に申し立てられた仲裁案件の請求金額の分布です。100億円以上の大型案件もありますが、5千万円以下の少額案件が全体の25%を占めており、このうち9件は1千万円以下の案件です。このように、仲裁は少額案件の解決にも有効に機能する制度であり、中堅中小企業の海外ビジネスにも非常に大きな切り札となる制度です。仲裁に係る主な経費は、仲裁人への謝金と

JCAAの管理費用から構成されます。前者は仲裁人の数と要した時間に、後者は紛争金額によって増減します。JCAAのHP(www.jcaar.jp)にアクセスしていただければ、簡単な試算ができます。因みに昨年終了した案件を見ると、紛争額5億円程度の案件で2年前後の期間を要した案件では、費用は2千万円から3千万円、紛争額1千万円以下の案件では、特殊な案件を除き、70万円から80万円でした。これらの費用の負担割合は、仲裁人が仲裁手続や内容等を総合的に考慮して決定します。

このように仲裁制度が比較的低コストで利用できる理由の一つは、裁判と異なり、仲裁判断は一回限りで確定することがあります。実際、JCAAでの処理案件の平均期間は、大型案件を含めて平均17か月。5千万円以下の紛争には、「迅速仲裁手続」が適用され、仲裁人選任後原則3か月で終了します。仲裁申立て後1千万円以下の案件では、昨年度、5か月から8か月で終了しました。

さらに、関係書類の準備や手続きを当事者の納得の上で大幅に簡素化できることも費用が少なくて

済む理由の一つです。例えば多くの審問や打ち合わせにオンラインが積極的に活用されています。新型コロナウイルスの話を持ち出すまでもなく、仲裁制度の持つこのような柔軟さは、見かけの費用に現れる以上の節約効果を発揮できるのです。

仲裁地は日本(都市)、仲裁機関はJCAA

訴訟は相手国の裁判所に起こすことが必要ですが、仲裁の場合は、原則どこでも仲裁地とすることができます。それと言うのも、日本を含む世界中164か国が加盟するニューヨーク条約に基づき、各国で適法な手続きで行われた仲裁判断は、全加盟国の裁判所の確定判決と同等の法的効果を持つこととされており、仲裁判断をそのまま相手国で執行できることが保証されているからです。経験豊かな弁護士によれば、仲裁地を日本の都市とするか外国の都市とするかは、「ホームとアウェイの違い」と言います。実際、日本を仲裁地とすれば、「敵地に乗り込む」大きな心理的ストレスから解放されるだけでなく、渡航の時間も費用も節

約できますし、審問も日本で行われるので「時差がない」、「必要な資料が手元にある」ことの実務上のメリットは計り知れません。

そして、仲裁機関ならJCAAです。JCAAは、沿革的には日本商工会議所の流れを汲み、2000年以降300件以上の仲裁案件を取り扱う日本唯一の商事仲裁専門機関です。皆さんからのお問い合わせには、もちろん日本語で丁寧には、また、そのきめ細かいサービス内容は、外国の専門家からも定評のあるところです。

仲裁条項は「掛け金なしの損害保険」または「転ばぬ先の杖」

最後に一番大切な話です。仲裁制度を上手に利用するためには、取引契約を締結するときに、仲裁制度の利用、仲裁地及び仲裁機関を予め約定しておくことが大切です。取引契約上、「紛争解決条項」と呼ばれるものですが、いずれにしても、厳しい交渉の末、取引が妥結に至り、双方当事者が円満な関係維持を期待しているまさにその時に「そっと」「何気なく」決めておくべき重要な取り決めです。争いが高じた末にお互

いの不信感が増幅した後では円満な仲裁合意は期待できません。原契約に仲裁合意さえあれば、争いになった時に相手方の意思にかかわらず仲裁申立てが可能となります。たったそれだけで、相手国での裁判しか選択肢が無いばかりに不利な交渉を強いられるような事態を回避できるのです。実際、最近JCAAが扱った案件の中にも、相手方との交渉に息詰まった日本企業が約定に基づき仲裁申立てを行ったところ、相手方があっさり妥協してきて案件取り下げとなった事例が見られました。仲裁の約定に費用はかかりません。交渉妥結でホッとした気持ちに敢えて鞭を入れ、仲裁地日本、仲裁機関JCAAという仲裁条項を交渉して下さい。もともと仲裁に詳しい相手方なら、そう簡単にこちらの要求を受け入れないかも知れません。その際の対策も含め、有利な仲裁条項の結び方についてお知りになりたい方は、まずJCAAのHP (www.jcaa.or.jp) をクリックしてみてください。

結びに代えて、読者の皆さんへお願い

仲裁制度は、中世ヨーロッパを

起源とし、割拠する封建領主の恣意的な裁判権の行使から逃れるため、商人間の自治的な紛争解決手段として発展してきたとされています。司法制度が各国の主権に委ねられている事情は現代でも同様で、それゆえ、国際ビジネスにおいては、紛争解決に仲裁が最も利用されているのも肯けます。歴史背景の異なる日本では、日常、「仲裁」という言葉が全く違う意味に使われていること一つ見ても、一般に仲裁制度に馴染みが薄いことは事実ですが、社内の法務部門に豊富な人材を持ち、知名度の高い内外のローファームを利用するだけの資力のある一部の企業は別として、これだけ世界中で利用されている仲裁制度の存在を知らずに外国企業とビジネスを進めるのは、それと知らずに「駒落ちで将棋を指す」結果になっているのではないかと懸念します。是非このことを傘下会員企業の皆様に重要なメッセージとしてお伝えいただき、また、その際は私どもJCAAにお声がけ下さいますようお願いしてこの稿を閉じさせていただきます。